

○真庭市スポーツ施設条例施行規則

平成22年 6 月 25 日

規則第120号

改正 平成27年 3 月 31 日規則第31号

真庭市スポーツ施設条例施行規則(平成17年真庭市規則第66号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、真庭市スポーツ施設条例(平成22年真庭市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第 2 条 条例第 8 条の規定により施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真庭市スポーツ施設等利用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の受付期間は、利用しようとする日の属する月の 3 月前の月の初日から利用しようとする日までとする。

(利用許可書の交付)

第 3 条 市長は、施設の利用を許可したときは、真庭市スポーツ施設等利用許可書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

(行為等の許可)

第 4 条 条例第11条に規定する行為の許可又は条例第13条に規定する特別の設備等の設置の許可を受けようとする者は、真庭市スポーツ施設内行為等許可申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、行為等の許可をしたときは、真庭市スポーツ施設内行為等許可書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(使用料減免申請)

第 5 条 条例第15条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ真庭市スポーツ施設等使用料減免申請書(様式第 5 号)を市長に提出しな

なければならない。この場合において、別表に定める区分に該当することにより減免を受けようとする者は、必要に応じて、その内容を証する書類を提示しなければならない。

- 2 使用料を減免することができる場合及びその割合は、別表に定めるとおりとする。

(使用料還付申請)

第6条 条例第16条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、真庭市スポーツ施設等使用料還付申請書(様式第6号)に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 条例第16条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他不可抗力による理由のため利用ができなくなった場合

100分の100

- (2) 利用者の責めによらないで、市長が許可を取り消した場合

100分の100

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めた場合

その都度市長が定める割合

(遵守事項)

第7条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑になるような行為をしないこと。

- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、真庭市スポーツ施設等損傷(滅失)届出書(様式第7号)により、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替え)

第9条 条例第3条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第6条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)及び第6条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。この場合において、これらの規定中に規定する申請書等の様式は、指定管理者が別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分		減免割合
1	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合	100分の50
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合	100分の50
3	療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者が利用する場合	100分の50
4	前3項に該当する障害者の介助者(障害者1人につき1人に限る。)が利用する場合	100分の100
5	第1項から第3項までに該当する障害者を世帯員と	100分の50

	する市民税非課税世帯に属する者が利用する場合	
6	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている世帯に属する者が利用する場合	100分の50
7	真庭市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年真庭市条例第141号)の規定により医療費の給付を受けている世帯に属する者が利用する場合	100分の50
8	後期高齢者医療被保険者のうち低所得者 I に該当する世帯に属する者が利用する場合	100分の50
9	市長が特に必要があると認めた場合	その都度市長が定める割合

様式第1号(第2条関係)

真庭市スポーツ施設等利用許可申請書

年 月 日

真庭市長 様

利用団体名 _____

利用責任者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(電話 _____)

下記のとおり施設等を利用したいので申請します。

使 用 す る 施 設 の 名 称			
使 用 日 時	年 月 日～ 月 日 時～ 時 (時間・面)		
利用目的及び内容			
利 用 者 区 分	一般・中学生以下	市内・市外	
使用予定人員	人		
設 備 使 用	照明設備・空調設備・音響設備		
入 場 料 等 徴 収	無料・有料(入場料 _____ 円:徴収方法 _____)		
備 考 欄		添付書類	有・無
		使用料減免	有・無(別紙のとおり)

※この欄は記入しないでください。

区 分	単 位	金 額	利 用 数	時 間	使 用 料
					円
減 免	なし・あり (減免割合: _____)				
そ の 他 特 記 事 項					
許 可 の 条 件					
徴 収 番 号					

様式第2号(第3条関係)

真庭市スポーツ施設等利用許可書

年 月 日

様

真庭市長



下記のとおり施設等の利用を許可します。

使用する施設の名称			
使用日時	年 月 日～ 月 日 時～ 時 (時間・面)		
利用目的及び内容			
利用者区分	一般・中学生以下	市内・市外	
使用予定人員	人		
設備使用	照明設備・空調設備・音響設備		
入場料等徴収	無料・有料(入場料 円:徴収方法)		
備考欄			添付書類 有・無
			使用料減免 有・無(別紙のとおり)

区分	単位	金額	利用数	時間	使用料
					円
減免	なし・あり (減免割合:)				
その他特記事項					
許可の条件					
徴収番号					

様式第3号(第4条関係)

真庭市スポーツ施設内行為等許可申請書

年 月 日

真庭市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

(電話 _____)

下記のとおり行為(特別の設備等の設置)をしたいので、許可願いたく申請します。

行為(設置)の目的	
行為(設置)の期間	年 月 日から 年 月 日まで 使用時間 時 分から 時 分まで
行為(設置)を行う施設	
行為(設置)の内容	
その他	

様式第4号(第4条関係)

真庭市スポーツ施設内行為等許可書

年 月 日

様

真庭市長



年 月 日付で申請のありました行為(特別の設備等の設置)

をすることにつきましては、下記のとおり許可します。

行為(設置)の目的	
行為(設置)の期間	年 月 日から 年 月 日まで 使用時間 時 分から 時 分まで
行為(設置)を行う施設	
行為(設置)の内容	
許可の条件	
その他	

様式第5号(第5条関係)

真庭市スポーツ施設等使用料減免申請書

年 月 日

真庭市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話 _____)

下記のとおり使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 使用時間 時 分から 時 分まで	間	
使用する施設等			
催物等の名称			
減免理由			
	※		
※ 使用料	正規の使用料	減 免 率	減 免 後 の 使 用 料
	円	%	円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第6条関係)

真庭市スポーツ施設等使用料還付申請書

年 月 日

真庭市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

(電話 _____)

下記のとおり使用料の還付を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
還付を受けようとする理由				
還付金の内容	使用料の種別	既納の使用料	還付割合	還付額
		円	%	円
合計		円		円
添付書類				

様式第7号(第8条関係)

真庭市スポーツ施設等損傷(滅失)届出書

年 月 日

真庭市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

(電話 _____)

次のとおり施設、設備等を損傷(滅失)したので、届け出ます。

事故発生年月日	年 月 日 時 分頃
損傷(滅失)物の名称	
損傷(滅失)の原因	
損傷(滅失)の程度	
賠償に係る見積金額	円
その他	

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 3 条関係)

様式第 3 号(第 4 条関係)

様式第 4 号(第 4 条関係)

様式第 5 号(第 5 条関係)

様式第 6 号(第 6 条関係)

様式第 7 号(第 8 条関係)